

【海外調査報告】

1 弁護士倫理に関するドイツ調査報告

ドイツ調査班

(大出良知、高田昭正、川崎英明、上田信太郎、上田國廣、村岡啓一)

I 問題の所在

司法制度改革の一環としての「被疑者段階の国選弁護人制度」の導入→刑事弁護人の役割とは何かの議論へ

論点①弁護人は、被疑者・被告人を援助するだけでなく、公的利益にも配慮すべき地位を担っているのか

論点②そこでいう公的利益とは何か

論点③被疑者・被告人の利益と公的利益が衝突する場合、いかに調整すべきか

II ドイツの議論状況に着目する理由

歴史的に、弁護士には「依頼者の代理人」としての性格と「独立の司法機関」としての性格があり、両者の対立は「永遠の葛藤」と称される。ドイツでは、連邦弁護士法1条において「弁護士は独立の司法機関である。」と定めるが、同条項をめぐっても、上記対立を反映して、刑事手続における弁護人の法的地位につき様々な議論がある。(ドイツ刑事訴訟法は、弁護人の法的地位については明示していない。)アメリカ合衆国の弁護人の役割論が、実態としては、「依頼者の代理人」性に基礎を置いて、詳細な行為規範 *model rules of professional conduct* によって規律しているのに対して、ドイツでは、刑事手続における弁護人の法的地位に着目した議論が展開され、その帰結として具体的な弁護人の行為規範を演繹的に導くというアプローチが採られている。我が国の法制度は英米法の考え方(当事者主義)に基づくが、実務運用は、糾問主義的であるうえ、弁護士の行為規範が極めて抽象的であるという点ではむしろドイツに近い。

III ドイツの刑事弁護人の法的地位をめぐる議論

1 機関説：弁護人は私的な代理人ではなく、公的利益への配慮をも義務付けられる公的地位にある。

①国家機関説→弁護人の活動は国家目的への奉仕にとどまらず、それ自体国家の活動である。(弁護人の国家からの独立性を否定)

②司法機関説→弁護人の国家からの独立性を肯定

Q.機関的地位が弁護人の具体的な活動に影響を及ぼすか？

①機関的地位が弁護人の真実義務などの根拠となるとする考え方

②機関的地位は弁護人が刑事手続に関与するという公法的関係に置かれることを示すに

とどまり、具体的活動に影響を与えないとする考え方

2 代理人説：弁護人は被疑者・被告人の私的利益の代理人であり、公的利益を擁護する地位にはない。→**真実義務の否定**

被疑者・被告人には「嘘をつく権利」があり、弁護人は被疑者・被告人と一心同体である。

3 最近の議論状況

(1) 限定的機関説：**Werner Beulke**

弁護人の権利・義務に関する現行法の規定から出発し、帰納的に、弁護人の「公的地位」を導く。→弁護人に公的地位を認めるが、具体的権限の決定にあたって、被疑者・被告人の援助者としての地位を本質とし、これに対し公的地位は「限定的」にしか作用しない。

① 弁護人が配慮すべき公的利益とは刑事弁護の実効性のこと

② 司法の実効性に配慮する例外的な場合も、司法の核心領域を侵害しないという義務にとどまる。(積極的な司法妨害行為の禁止)

③ 原則として、司法以外の国家的利益に配慮する義務を負わない。

④ 弁護人の活動に対する国家の介入は、法律上規定された場合に限られる。

(2) 包括的機関説：**Gunther Heinicke**

弁護人は公的機能を担う司法機関であるが、公的機能とは被疑者・被告人の基本権を包括的に擁護することであり、弁護人とは基本権の包括的保証人である。→被疑者・被告人の意思から離れた客観的利益を否定するので、実質は、次の自律性論(被疑者・被告人の自己決定論)に近い。

(3) 自律性論：**Jurgen Welp**

刑事手続における被疑者・被告人の主体的地位の確立を重視し、弁護人は被疑者・被告人の信頼を得るように努力し、弁護方針について必ず当事者の同意を得なければならない。(弁護人の従属性)但し、被疑者・被告人の「正当な利益」の擁護に資する場合に限る。

(4) 契約論：**Klaus Luderksen**

弁護人と被疑者・被告人間の従属関係は私法上の契約によって基礎付けられる。私人は法的根拠なしに公法関係に拘束されないから、弁護人に公的地位は認められない。但し、契約の効力から導かれる制約には服する。

IV ドイツ調査

訪問先：ミュンヘン検察庁、バイエルン刑事弁護人連合、ミュンヘン弁護士会、連邦弁護士会刑法委員会、ミュンヘン弁護士裁判所、ドイツ刑事弁護人協会、**Klaus Luderksen** 元フランクフルト大学教授 (詳細は末尾)
各訪問先にて、以下の共通説例を用いて意見を聴取した。

【説例 1】 妻の殺人行為を夫が庇って身代わり犯人となったことを当該弁護人が知った場合の当該弁護人の行為規範は何か

【説例 2】 身体拘束中の被疑者の伝言を弁護人が外部にそのまま伝達するように依頼された場合の当該弁護人の行為規範は何か

①伝言内容が犯罪に関わる場合（但し、弁護人の認識がない場合）

②伝言内容が犯罪に全く関係しないことが明らかな場合

1 ミュンヘン検察庁

弁護人は「独立の司法機関」であるから刑事訴訟に協力すべき義務がある。それゆえに、捜査手続を積極的に妨害することは禁止される。（司法妨害罪）最近は、対立抗争的な当事者主義に立つ弁護人が見られるようになったが、刑法規範及び弁護士職務規範 *Berufsrecht der Anwaltschaft* に違反しない限りは、違法ないし懲戒の問題は生じない。刑法違反の場合は、必要的に「弁護士裁判所」に懲戒請求をし、その場合の訴追役を検察官が努める。統計はないが、件数はわずかである。（ミュンヘンの弁護士は約 16000 名）

犯罪に該当しない権利の濫用行為として、忌避申立や異議申立の濫用、遅延目的の訴訟行為、証拠調請求、証書化の要求、無意味な反対主張、鑑定人や通訳者の資格を争うなどの例があるが、刑訴法の権利の行使であるので、なかなか弁護人に対する懲戒事例とはならない。また、裁判官も刑訴法上の権利行使であるためそれを制約することが却って上訴理由となり破棄されるのを恐れて濫用的な権利行使を認める傾向にある。

【説例 1】 の場合、被告人には「嘘を付く権利」 *Lugesrecht* があるので本人には犯罪は成立しない。弁護人が懲戒になるか否かは「嘘の認識」如何による。1993 年の連邦裁判所の判決では、基本的事実を知悉したうえで虚偽であることの確実な認識を要求しているので、疑いのレベルでは弁護人としてそのまま手続きを進めるしかない。逆に、弁護人が裁判所に身代わりの事実を告知すれば刑法 203 条違反（秘密漏洩罪）に問われるので、裁判所に事実を開示することはできない。一般論として、弁護人は偽証教唆などの犯罪を積極的に勧めることは許されないが、法の一般的適用の結果どうなるかを助言することは許されている。

【説例 2】 の場合、勾留中の被疑者に代わって外部の一般人と通信することは、職務規範の秩序法違反行為となり秩序罰（OBG）の対象となる。犯罪となるかどうかは伝達の効果として偽証教唆、証人威迫などの影響が現実化したかに関わる。検察官として弁護人と被疑者の接見交通の内容を聴き出すということはないが、別件での捜索の結果や被疑者自身からの告白で弁護人の非違行為を知る機会はある。従来の起訴事例や懲戒事例はそれが端緒になっている。

マネーローンダリングの規制で、弁護士報酬が犯罪収益に起源を有する場合も弁護士が処罰対象になるかにつき、2004 年 3 月 30 日憲法裁判所の判決は、弁護士職の特殊性を考慮して狭く解釈する合憲的限定解釈をした。

2 ミュンヘン弁護士会

1879 年創立の強制加入団体 *Rechtsanwaltskammer*。連邦弁護士法が職務規範 *Berufsrecht der Anwaltschaft* 作成の根拠である。第 1 条にいう独立の司法機関とは国家からの独立を意味している。その結果として弁護士の自治がある。

弁護士は、①真実義務②秘密保持義務③利益相反行為の禁止（共同受任の禁止）の義務を負っており、弁護士の主張は真実でなければならない。だが、弁護士は全てを開示する必要はない。弁護士の懲戒には、苦情申立（年 2000 件）を端緒とする弁護士会の内部的な処分（20～25 件）と犯罪の訴追に伴う検察官による必要的懲戒請求があり、後者は懲戒裁判所において審査される（40～50 件）。職務停止などの重大な違反は 1 件程度であり、戒告が 2～3 件程度であるから、極めて少ない。

検察官がいう当事者主義的対立抗争的弁護とは表面上の現象であり、刑訴法に則った権利行使であるから実態はない。最近、ハイデルベルク大学のドウリン教授の 4 地域における実態調査の結果では、審理の平均値は 3 期日の 1 期日当り 3 時間で遅延しているとはいえず、忌避の申立も 1 % 程度ということである。

【説例 1】の場合、弁護人が積極的に裁判所を欺く行為は許されないが、実体的真実を発見する責務を負っているのは検察官と裁判所だから、被告人である夫の虚偽自白に従って許容される消極的な行為の範囲で弁護し、判断は裁判所に委ねる。その戦術が使えない義務の衝突解消不能の場合には、辞任するという選択肢があるが、この場合でも、依頼者に対する忠実義務の現われとして辞任による影響を最小限にする配慮義務はある。

【説例 2】の場合、秩序法違反（§ 105）として 1000 ユーロの過料となる。弁護人の善意・不知は正当化の理由にはならない。懲戒事例としては軽い。しかし、事件に関する情報の伝達の場合には、共犯者との通謀や偽証教唆の可能性があり、検察官による訴追と懲戒請求が有りうる。最近の類似事例（コンピュータの売却依頼）では、刑事訴追は無罪となったが秩序法違反として秩序罰 1000 ユーロの制裁のほか懲戒としては戒告になった。業務停止もあり得たが、弁護士の報酬に充てるための売却依頼だったという弁解が通ったためである。

刑事弁護に関する具体的なガイドラインはない。そのため、若い弁護士には研修プログラムを用意しており、弁護活動の限界（一般的な法的情報の提供は可、しかし、違法行為の積極的提案は不可）やマナーローダリングをめぐる注意点などを教示している。また、弁護人は捜査段階で司法機関であるが故に捜査記録にアクセスできるが、そこで知りえた捜査側の秘密（例えば逮捕状の存在など）を依頼者に伝達してよいかなどが問題となる。検察官のエラーは検察官がその後の事態を容認していると考えられるという理由付けで、弁護人が依頼者に告知してはいけないという職務規範はない。実際に、検察官及び裁判官からの苦情は考えられない。

3 弁護士懲戒裁判所

弁護士会からの推薦に基づき司法省選出による弁護士裁判官 20 名によって構成される高等裁判所付属の裁判所。3 人合議の 4 部制。ボランティアで任期はない。年間の申立は

100～120 件で、弁護士総数 15000 名に比すれば少ないといえる。このうち刑事弁護に関わる事案は 2 割程度。むしろ、多い典型的事例は報酬問題（報酬規定違反）に関わるものである。司法妨害罪の場合、手続きは高等裁判所に懲戒を申立て、検察官が訴追役を努め、弁護士裁判官の下で審理を尽くすことになる。懲戒裁判手続は非公開で職権主義の手続で行われる。訴追と懲戒手続の関係は訴追（刑事手続）優先で、懲戒手続は刑事裁判が終わるまで休止する。有罪の場合には、その事実を前提にして懲戒処分の必要性を判断することになり、懲戒事件としての独自の事実認定はしない。したがって、検察官は予め後の懲戒制裁を考慮して刑事罰を考える傾向（刑の軽減）がある。最高裁への上告もできる。但し、弁護士会に対する苦情申立の異議審としては最終審である。

【説例 1】の場合、訴訟法上の権利行使にとどまる限り、司法妨害罪にも懲戒にも該当しない。しかし、積極的に工作をすれば該当する。逆に、身代わり犯人であることを開示すれば、秘密漏洩罪（§ 203）と守秘義務違反に問われることになろう。

【説例 2】の場合、懲戒に相当する。秩序法違反としての秩序罰か犯罪としての刑罰がある。いずれかは、社会的背景その他の状況如何による。

近時、依頼者との契約関係を説く極端な見解も現れているが、ドイツの伝統的見解は「独立の司法機関」であり、この考え方によってこの国全体の法制度が成り立っている。今後、依頼者の意思を重視するという考え方が一般的に支持されるようになればその方向に行くだろうが、現状はそうではない。ドイツの刑事弁護人の法的地位をめぐる議論にアメリカ合衆国の議論の影響はない。理念的な対立は昔からあり、司法取引も昔から実態としてはあり、今日、それが顕在化してきたにすぎない。

4 ドイツ刑事弁護人協会

ドイツ連邦全体をカバーする刑事弁護士会員 450 名で構成する任意団体で 30 年の歴史を有する。刑事弁護に関する研修や政策提言を行う。連邦全体の弁護士の数は約 13 万人であるが、刑事専門の弁護士は数百人単位で各地に分散している。フランクフルトでは 12000 人に対し 150 人程度である。

刑事訴訟法は弁護人の倫理については何も規定していない。従来から「独立の司法機関」と「依頼者の利益保障」の理念的対立があり、具体的事例に即して議論がなされてきたが、前者の意義は「健全な手続遂行の保障」にあると考える。例えば、弁護人は捜査進行中であっても捜査記録の閲覧ができるが、これは弁護人が独立の司法機関とされているからである。そこで、弁護士が知りえた秘密の捜査情報を依頼者に開示できるかという問題が発生する。機関説からは否定されるが、代理人説からは弁護人の裁量に委ねる、あるいは、開示すべきという義務を肯定することになる。依頼者の利益になるのであれば、たとえ捜査妨害になっても当該弁護人の行為は違法ではないということである。逮捕状の発布を依頼者に告知した事例の判例は分かれている。私ならば、検察官に電話で逮捕状の存在を依頼者に告知することを伝えてそれに検察官が対応できるようにするだろう。（中間説）こうした問題にどう対処すべきかのガイドラインは存在しない。弁護士という自由な職業におい

てガイドラインは作成すべきではなく、何が「司法妨害」に当たるかの判断は各弁護士個人がなすべきことである。明示的な職務規範がないことは保守的運用に固定されないかという質問だが、刑事弁護人は「闘う弁護士」の性格が強いので、むしろ、積極説を採る傾向が強い。ドイツの法曹養成では一般的な職務規範の教育はするが、具体的な問題についての対応は TOJ(現場教育)で行い、結局は、刑訴法の解釈問題に帰着する。

【説例 2】の場合、弁護人として第三者への通信は許されない。伝言内容の意味が不明確であることのリスクは弁護人に帰せられるので (i.d.p.r 原則の適用はない。)、職務規範違反となるし、場合によっては、司法妨害罪の可能性もある。

現在、刑事訴訟法の改正問題が議論されており、捜査段階の必要的弁護制度が検討されている。早期の弁護人の就任が手続の進行を早め訴訟経済上効率的であるというのが理由であり、日本のような捜査官の違法行為のチェックという考え方ではない。弁護人が関与することによってスクリーニングが可能になるということで、司法取引制度化の要請もその延長線上にある。特に、税法違反や環境刑法違反などの事件の長期化を回避するのに有効である。裁判官は反対しているが、それは関与する場がなくなる点への危惧にあるので (捜査の第一審化)、司法取引を起訴後の法廷の場における裁判官関与にすれば対立はなくなる。もう一つの問題点は司法取引を認めた場合の上訴権をどうするかにある。つまり、取引の条件に上訴権放棄を織り込むかということである。

起訴前の事実上の司法取引は現在も行われており、今後も、起訴後の司法取引が制度化されても残るだろうが、刑事弁護人の倫理問題として依頼者の意思にどの程度拘束されるかという問題がある。危険負担の責任は依頼者自身にあるので依頼者の意思を尊重することになるが、弁護人としては辞任も可能と考えている。

Beck'sches Formularbuch, für den Strafverteidiger 4.Auflage ; Verlag C.H.Beck の本を読むことをお勧めする。

5 Klaus Luderssen 氏

元フランクフルト大学教授で刑法、刑事訴訟法専門。現在は弁護士 (教授の資格で弁護士資格がある。) STRAF VERTEIDIGER の編集者

代理人説の私が提唱した契約論は、通説・判例の採るところではないが、刑事弁護人の多くは契約論を支持している。ただし、老齢の弁護士は弁護人と依頼者の一体性に危惧の念を持っている。(共犯関係的理解の危惧) 裁判官、検察官は一貫して機関説を支持している。

ドイツでは、弁護士に対して、司法機関という考え方とは別に、歴史的な経緯から弁護士を民主主義的国家建設のための「自由の闘士」「国家権力に対する批判的勢力」と見る伝統的な理解がある。国家からの独立という点に「独立の司法機関」の意味があり、司法機関であることが弁護人の活動の制約原理となるわけではない。私が 1981 年に契約論を提唱したのは、当時の保守化傾向の中で、弁護活動の自由、弁護士という職業の自由主義的側面を強調する必要を感じたからである。被告人の自律性・対等性を導くための根拠として契

約論が有効と考えた。

契約論に対する批判の一つは、刑訴法 § 137 の必要的弁護（弁護強制）を契約理論では説明できないと言う点にある。しかし、一種の公共的契約（附合契約）と考えれば契約理論でも説明が可能である。

ドイツの必要的弁護制度は、国家による弁護強制であるが、一方では、被告人の権利でもある。必要的弁護を「放棄」という考え方は採らないが、被告人には自己弁護権 **right to proceed pro se** があるので、国選弁護人と没交渉の状態、被告人自身が自ら訴訟追行をし、国選弁護人はただ座っているだけという審理も現に行われている。

【説例 1】の場合、弁護士は犯罪に該当せず職務規範に違反しない限り、いかなる行為でも選択しうるから、身代わり犯であることを知って弁護活動を行うことも可能である。弁護人には真実を解明する義務はないのであり、それは裁判官の責務である。被告人は嘘を言っても構わないが、その場合に弁護人がどうすべきかについては各弁護人の裁量判断に委ねられている。弁護人が依頼者に同調して嘘を言うべきではないとするのであれば、職務規範において明確化するべきであろう。アメリカ合衆国の **Whiteside Case**(被告人が偽証することを知った弁護士が裁判所へその事実を告知すると脅して偽証を断念させた事例)の場合、弁護人が積極的に犯人を作出するのではない限り、被告人の偽証をそのまま放置することは許されるが、自分はそうしないだろう。職務規範において偽証の黙認を禁止することは可能だろうが、ドイツの職務規範にはその明文規定はない。

【説例 2】の場合、職務規範に違反するので許されない。

現在、捜査段階の被告人関与をめぐる刑訴法改正の議論が続いている。弁護人の取調べへの参加を認める考え方に対し賛否両論がある。反対論は、捜査が裁判官不関与のまま第一審化することを危惧している。

6 バイエレン刑事弁護人協会

私人としての政治活動と司法機関としての弁護士の関係につき、憲法裁判所の判断は、憲法違反の活動をしない限り、弁護士の活動は自由であるとした。最近、憲法裁判所は、マネーローンダリング規制に関し犯罪収益に起源を有する弁護士報酬につき弁護士が規制対象となるかの論点につき、依頼者との信頼関係に基づく弁護士職の特殊性を理由に、弁護士が事情を知っていることを要件とする合憲的限定解釈をした。（別紙判例参照）

【説例 1】の場合、弁護人には真実義務はあるが、知っていることを全部告知しなければならぬ義務はない。（開示は弁護人の裁量）他方、被告人には「嘘をいう権利」があるので、被告人に対する法的助言はしなければならない。虚偽か否かが疑惑にとどまる限りは、弁護人として当該証拠を提出する義務がある。弁護人に疑惑の解消を図る義務はない。したがって、身代わり犯人であっても、弁護人としては疑惑の範囲内では被告人の意思にしたがって弁護をすることができる。

【説例 2】の場合、第三者への通信は偽証教唆となる可能性もあり、当該弁護士が通信の込められた裏の事情を知らなかったとしても秩序法違反として秩序罰の対象となる。裁

判所は弁護人の行為規範としての義務を明示している。弁護人としては自らの採った行為が不利益に作用することを引き受けなければならず、これは依頼者の意思を尊重することとは異なる。こうした事例が顕在化するのには、別件の捜索差押が端緒になっている。政治的に検察官が特定の弁護人の行動を監視・盗聴することがかつては例外的に認められていたが、現在では考えられない。盗聴につき、憲法の解釈として秘密特権の範囲（家族の通信、医師・弁護士などの秘密を扱う業務上の通信）では許されない。

検察官が弁護人と身体を拘束された被疑者の接見交通の内容を尋問することがあるかという質問だが、答える馬鹿な被疑者もいるから尋問する検察官がいないとも限らない。検察官が質問すること自体は可能である。しかし、検察官の調書は証拠能力がなく、証拠として利用することができないから、日本と違って接見交通権の内容を聴きだす実益がない。

現在、ドイツでは司法取引が問題とされている。制度として起訴前の司法取引はないが、現実には行われている。特に、経済事犯の場合には、訴訟経済の観点から行われている。また、裁判官を含めて訴訟当事者が合意すれば公判段階でも司法取引は可能であるし、この場合には、全ての事件が対象となりうる。一般には、弁護士は司法取引に建前として反対するが、本音では実際に行っているのである。俳優の税理士殺人事件で、被疑者は無期懲役刑を回避するために訴追罪名の等級減と引き換えに自白し 10 年の有期懲役となったが、後になって真犯人が出てきたという事件があって、問題になっている。

弁護士懲戒裁判所については、国家から独立した存在として評価している。（弁護士自治の現われ）確かに、1970 年代の保守化のように時代や社会背景の影響を受けるが、現在は問題なく機能している。

7 連邦弁護士会刑法委員会

刑事専門弁護士は極めて少ない（10000 人に対し 100～150 人）。その理由は経済性にあるが、専門性のゆえに裁判所及び検察庁とは非常に良好な協力関係にあるという利点もある。今日の刑事事件は列車事故のように技術的な理解が必要とされるなど鑑定と調査が重要な意味を持つに至り、刑事弁護人も訴訟代理行為以外の専門知識が求められるようになり、刑事弁護人の役割も変化している。

来月に開催予定の法曹大会（刑事部門）の中心的テーマの一つに被疑者段階の警察取調べにおける弁護人の立会いを認めるかという問題がある。現在の制度では、検察官の取調べ及び裁判官の尋問の際には弁護人の立会権が認められているが警察の取調べ段階ではそれが無い。また、裁判官調書のみが証拠能力を有する。警察段階での弁護人の立会いを認めることの実益は、警察が伝聞証人として法廷に登場するのに対抗して、弁護人も証人として登場しうる点にある。（弁護士立会いで作成された警察官調書も証拠能力はないが、弾劾証拠としての利用は可能である。）ドイツでも、実態としては、裁判官は公判廷における否認供述よりも取調べ段階の自白を信用する傾向がある。弁護人の立会い権の保障の意義は、依頼者への法的助言にあり、捜査機関の違法行為の監視・抑制が目的というわけではない。

弁護士の役割をめぐって、独立の司法機関と依頼者の代理人の対立があるが、司法機関の意味は、裁判官、検察官、弁護人は同じレベルの法曹であり、同じ黒いローブをまとうということである。国家刑罰権と無罪の推定の緊張関係の下で、弁護人は独立の司法機関として、戦略的判断につき専門家裁量を与えられているが、最終的には、依頼者の利益を重視することになる。

司法取引につき現行法上明文の規定はないが、事実上、司法取引は行われており、判例上、当事者全員の合意が要件とされているので、一応の要件は存在する。経済事犯の場合、8割方は司法取引の方向に向かう。政府としては司法取引を導入する意向である。

1993年テーゼは当時の政府の嘱託で弁護士の任務につき自主規制として制定したものであり、現在の職務規範に結実している。職務規範違反は懲戒の根拠となる。第10テーゼ（弁護人は被告人の同意の下で弁護しなければならない。同意が得られず辞任できない場合には、弁護人の判断で行動することができる。）の規定は、依頼者の自律性よりも弁護人の司法機関性を優位に置くものであり、反対論も多かった。弁護人の採るべき対応の順序は、1）辞任、2）説得不可の場合、依頼者の意思に従う。この場合、説得の過程を书面化しておく。説明文書を残しておくこと、あるいは、同僚弁護士による証人化の対処方法は、後日、弁護人の責任を追及された場合の免責証拠として重要である。

司法取引の場合、基本的に被告人の意思に従う。長期訴訟の回避目的で有罪を認めるということはある。（日本のような身体拘束からの自由を対価とする取引ではない。）§ 153(a)に基づく検察官との取引の効果は有罪ではない。また、民事責任の責任原因を認めたことにもならない。但し、【説例1】の場合、私は実体的真実に忠実な方向での無罪主張や検察官交渉はするが、被告人の意思に従った弁護はしない。それは、実体的真実からの帰結であり、将来、不正者として批判されるのを回避するためである。

【説例2】の場合、私は絶対にしない。第三者への通信は秩序法違反であり、弁護人の知・不知は問題にはならない。疑いでも足りるのであり、弁護人の判断に「疑わしきは被告人の利益に idpr」原則の適用はない。全ての危険は弁護人の自己負担に帰する。

また、共犯者間の弁護人が協議することは差し支えない。但し、相互に不利益を及ぼすことがないことが条件である。

虚偽の事実に基づく取引は許されないが、虚偽の事実が判明すれば弁護人はそれに拘束されず、取引を取り消すことができる。

【調査のための訪問先】

(1) ミュンヘン

① Rechtsanwaltskammer Muenchen (ミュンヘン弁護士会)

[住所、以下同じ] Landwehrstrasse 61, 80336 Muenchen,

Tel. (089) 53 29 44 -0 Fax. 53 29 44 28

② Anwaltsgericht fuer den Bezirk der RAK Muenchen

(ミュンヘン弁護士会地区弁護士裁判所)

Justizpalast, Zi. 61, 80097 Muenchen

Tel. (089) 59 83 80 Fax. 55 01 58 7

③ Bundesrechtsanwaltskammer/ Strafrechtsausschuss/ Ordentliche Mitglieder

(連邦弁護士会／刑事法委員会／常任幹事)

RA Dr. Ingram Lohberger イングラム・ドーベルガー (弁護士)

Brienner Strasse 56, 80333 Muenchen

Tel. (089) 54 59 97 -0 Fax. 54 59 97 -98

④ Bundesrechtsanwaltskammer/ BRAO Ausschuss (連邦弁護士会／「連邦弁護司法」委員会)

RA Hansjorg Staehle ハンスヨルク・シュテーレ (弁護士)

Bauerstrasse 28, 80796 Muenchen

Tel. (089) 27 11 71 1 Fax. 27 11 12 2

⑤ Bayerischer Anwaltsgerichtshof (バイエルン [州] 弁護士裁判所)

Prielmayerstrasse 5, 80335 Muenchen

Tel. (089) 55 97 -24 64 Fax. 55 97 -35 70

⑥ Staatsanwaltschaft Muenchen I (ミュンヘン第一検察庁)

Linprunstrasse 25, 80335 Muenchen

Tel. (089) 55 97 -07 Fax. (089) 55 97 41 31

⑦ Initiative Bayerischer Strafverteidigerinnen u. Strafverteidiger e. V.

(バイエルン刑事弁護人連合)

Arcostrase 5, 80333 Muenchen

Tel. (089) 59 42 72 Fax. (089) 55 04 08 7

(2) フランクフルト

① Deutsche Strafverteidiger e. V. (ドイツ刑事弁護人協会)

Hammerstrase 10, 60322 Frankfurt am Main

Tel. (069) 95 91 90 -0 Fax. 55 84 00

② Prof. Dr. jur. Klaus Luederssen (クラウス・リューダーセン前フランクフルト大学教授)

Senckenberganlage 31, 60325 Frankfurt am Main

Tel. (069) 52 72 37 Fax. (069) 51 94 26



[写真1] ミュンヘン検察庁 (2004.9.6)



[写真2] ミュンヘン弁護士会 (2004.9.6)



【写真3】 バイエルン刑事弁護士連合 (2004.9.8)



【写真4】 弁護士懲戒裁判所 (2004.9.8)



【写真5】 ドイツ刑事弁護人協会 (2004.9.10)



【写真6】 クラウス・リュウダーセン教授との懇談
(2004.9.10)